

兵庫県社会福祉事業団介護福祉士実務者研修 実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団は、福祉サービス利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、介護福祉士実務者研修を実施する。

(名称及び位置)

第2条 本研修の名称は、兵庫県社会福祉事業団介護福祉士実務者研修とし、次の事業者が実施する。

- (1) 実施者 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
- (2) 所在地 兵庫県神戸市西区曙町1070

(受講開始月、受講期間、定員及び実施回数)

第3条 受講開始月、受講期間、定員及び実施回数は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始月 5月、6月、7月
- (2) 受講期間 6か月（状況に応じて在籍期間を延長することができる。）
- (3) 定員及び実施回数 24名以下（受講開始月に合わせて、年3回実施）

(休業日等)

第4条 カリキュラムに定める日に面接授業を実施する。通信課程受講期間中において、質問紙による質疑に応答する。当法人が認める場合には、電話での質疑に応答する。また、スクーリングを実施しない年末年始、土日祝日、法人が指定する日は休業日とする。

(受講資格及び受講者の選考)

第5条 通信養成を行う地域は全国とし、面接授業への通学が可能な者を受講対象者とする。受講者は、学習意欲のある者を広く公募する。但し、定員を超える応募のあった場合は、選考を行う。選考を行う場合は、応募書類を参考とする。

(受講手続き)

第6条 受講手続きは次の通りとする。

- (1) 受講希望者は、受講申込書（様式1）を指定期日までに提出する。
- (2) 書類審査の上、受講決定者へは受講決定通知書（様式3）を送付する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講生は、第13条、第14条の受講料を納入する。
- (4) 支払方法は、当法人職員分については、所属施設をとおして一括して法人事務局

へ納入する。一般については、各々一括して納入する（分割払いには応じない）。

（養成課程及び履修方法等）

第7条 養成課程は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）に規定される実務者研修（通信）とし、履修方法、履修認定科目は下表のとおりとする。

2 添削その他の指導方法については、科目ごとに1回以上行い、採点、講評等を行うこととする。

指定規則上必要となる 科目名（時間数・450）	当研修での履修方法及び時間数	
	自宅学習（405）	面接授業（53）
人間の尊厳と自立（5）	5	
社会の理解Ⅰ（5）	5	
社会の理解Ⅱ（30）	30	
介護の基本Ⅰ（10）	10	
介護の基本Ⅱ（20）	20	
コミュニケーション技術（20）	20	
生活支援技術Ⅰ（20）	20	
生活支援技術Ⅱ（30）	30	
介護過程Ⅰ（20）	20	
介護過程Ⅱ（25）	25	
介護過程Ⅲ（45）		45
発達と老化の理解Ⅰ（10）	10	
発達と老化の理解Ⅱ（20）	20	
認知症の理解Ⅰ（10）	10	
認知症の理解Ⅱ（20）	20	
障害の理解Ⅰ（10）	10	
障害の理解Ⅱ（20）	20	
こころとからだのしくみⅠ（20）	20	
こころとからだのしくみⅡ（60）	60	
医療的ケア（50※）	50	8

※これらとは別にオリエンテーションを面接において実施する。

（退学）

第8条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した退学願を提出し許可を得なければならない。また、当法人の規定（事業団憲章、職員倫理綱領、個人情報保護規則）に反する者は受講を取り消すことができる。

(休学、復学)

第9条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、当法人の承認を得なければならない。休学していた者は、休学の理由が消滅し、復学しようとするとき、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(欠席の取り扱い)

第10条 やむを得ず面接授業を欠席した者で、当法人が認める場合は、在籍期間において補講を受けることができるものとする。なお、補講にかかる費用は、徴収しない。また、遅刻、早退については、原則、欠席扱いとする。ただし、軽微な遅刻、早退（数分程度）については、その時間と内容に応じた課題を面接において作成することで履修したと見なすことができる。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第11条 社援基発 1104 第1号（平成23年11月4日）による免除科目のない者は、テキストによる自宅学習と面接授業の全てを受講するとともに、全ての科目で合格することを修了認定の条件とする。合格の判断は、科目毎に3段階（優、可、不可）の評価をし、優もしくは可の評価を得ることで合格とする。評価が不可の場合は、課題を再提出し、可の評価を得なければならない。

(免除科目の取扱い)

第12条 社援基発 1104 第1号（平成23年11月4日）による免除科目のある者（介護職員初任者研修、訪問介護職員研修1級・2級・3級、介護職員基礎研修、認知症実践者研修、喀痰吸引等研修1号研修・2号研修、実務者研修認定研修修了者について）は、そのことを証明する書類の提出をもって、下表の該当科目の受講を免除することができる。科目の免除を希望するものは、受講申込書（様式1）とともに受講科目免除願（様式2）を提出しなければならない。免除科目が認められた場合は、受講決定通知書（様式3）において通知する。

表 社援基発 1104 第1号（平成23年11月4日）による免除科目

科目	修了済み研修と免除科目（○印の科目について免除が可能です。）					
	介護職員 初任者研修	訪問介護職員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ		○			○	

介護の基本Ⅰ	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ		○	○		○	
コミュニケーション技術		○			○	
生活支援技術Ⅰ	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ		○			○	
介護過程Ⅲ					○	
発達と老化の理解Ⅰ		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ		○			○	
認知症の理解Ⅰ	○	○			○	認知症実践 者研修
認知症の理解Ⅱ		○			○	
障害の理解Ⅰ	○	○			○	
障害の理解Ⅱ		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ		○			○	
医療的ケア						喀痰吸引等 研修

(受講にかかる費用)

第13条 受講料は、119,880円(税込み、テキスト代込み)とする。通信教育における課題の提出に必要な通信費用は、受講生の負担とする。

(受講料の割引)

第14条 第12条による免除科目のある者で、該当科目を受講しない旨を届け出た者に対して、1科目あたり3,000円を受講料から割り引く。

(受講料の返金)

第15条 やむを得ない事情で、受講途中に退学する者で、当法人が認める場合は、受講料からテキスト代を差し引いた金額に対して、受講期間の割合に応じて返金する。

(教職員の組織)

第16条 当法人に次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長
- (2) 専任教員(教務に関する主任者、介護過程Ⅲ担当教員)

- (3) 医療的ケア担当教員
- (4) その他必要な教職員

(賞罰)

第 17 条 受講生に次の行為等のあった場合は、処分（注意、指導、警告、勧告及び退学）をすることができる。また、処分により受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とし、受講料の返金を行わない。

- (1) 受講生としての本分に反する行為があった者
- (2) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (3) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行をさまたげる者
- (4) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (5) 自力で演習内容を行うことができない者
- (6) その他、事業者が不相当とみなした者

2 学業成績が優秀なものに対し、表彰することができる。

(その他の事項)

第 18 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日までに本人確認を行う。
- (2) 人物を偽って受講した場合、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。
- (3) 受講生の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握する。
- (4) 研修に関する苦情等の窓口を次のとおり設ける。

苦情等窓口：法人事務局経営企画部事業課 電話 078-929-5677

- (5) 研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人にしらせ、又は不当な目的に使用しない。当法人は、入学、修了、成績、出席状況等、受講生に関する書類を確実に保存する。
- (6) 条件を満たす受講生に対して、介護福祉士国家試験に係る実務者研修修了証明書等を発行する。
- (7) この要綱に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

兵庫県社会福祉事業団介護福祉士実務者研修

受講申込書

私は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の実施する兵庫県社会福祉事業団介護福祉士実務者研修について、受講パンフレット及び実施要綱の内容に同意し受講を申し込みます。

記入日 年 月 日

ふりがな 氏名	印	性別	写真
生年月日	年 月 日	年齢 () 歳	
希望コースに○	5月開講コース・6月開講コース・7月開講コース		
住所 (原則、自宅)	〒 ※レポート等送付先		
電話番号			
勤務先名称			
勤務先住所	〒		
緊急時連絡先	氏名： ☎ :		
交通手段			
職歴 (実務経験)	(記載例) 平成10年4月 特別養護老人ホーム兵庫苑 介護職員 (20年)		
	年 月	(年)	
	年 月	(年)	
	年 月	(年)	
資格/免許	年 月		
	年 月		
	年 月		
最終学歴	年 月 (卒・修)		

【施設長推薦文もしくは研修への抱負】 (応募者多数の場合、選考の参考とします。)

※添付書類

- ・本人確認書類 (免許証コピー等、本人確認のため顔写真が入っているもの)
- ・資格証写し

(様式2)

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

兵庫県社会福祉事業団介護福祉士実務者研修 受講科目免除願

私は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の実施する兵庫県社会福祉事業団介護福祉士実務者研修において、下記の受講科目の免除を希望します。

申出者	
ふりがな 氏名	性別
生年月日	年 月 日 年齢 () 歳
住所	〒

指定規則上必要となる 科目名	免除を希望する科目 (○を記入してください)
人間の尊厳と自立	
社会の理解Ⅰ	
社会の理解Ⅱ	
介護の基本Ⅰ	
介護の基本Ⅱ	
コミュニケーション技術	
生活支援技術Ⅰ	
生活支援技術Ⅱ	
介護過程Ⅰ	
介護過程Ⅱ	
介護過程Ⅲ	
発達と老化の理解Ⅰ	
発達と老化の理解Ⅱ	
認知症の理解Ⅰ	
認知症の理解Ⅱ	
障害の理解Ⅰ	
障害の理解Ⅱ	
こころとからだのしくみⅠ	
こころとからだのしくみⅡ	
医療的ケア	

免除希望の科目が修了認定されていることを示す資格証の写しを添付してください。